

答 申 第 9 1 号
令和5年5月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年6月3日付け青水振第344号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

クロマグロ漁獲量報告の修正に関する文書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表に掲げる「4 開示すべき部分」欄に記載した部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 30 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。令和 5 年 3 月 青森県条例第 9 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「青森県内のクロマグロ漁獲の未報告があった漁業協同組合に対して、県クロマグロ協定管理委員会にその数量や原因や経過、是正措置、処分などについて報告するよう青森県が要請したことに関係する行政文書すべて（報告させること及び報告を受けての評価など県庁内での連絡メモ・稟議書、青森県漁連等の関係先との連絡、委員長から県に対する未報告問題への対応の意見等、電子メールや F A X で交換された情報も含む）令和 4 年 1 月 21 日で管理委員会への報告についての通知が発出されたと聞いている。」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第 7 条第 4 号、第 7 号又は第 8 号に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (1) 「クロマグロ漁獲量報告の修正について」（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) 「青森県におけるくろまぐろ協定管理委員会規約第 5 条に規定する報告書（会議録）について」（以下「本件対象文書 2」という。）

3 審査請求

審査請求人は、令和4年5月9日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

一部開示の決定を取り消して、全部開示する決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件対象文書1について、法律に基づくクロマグロ漁獲量上限管理に沿って、県別、漁協別に割り振られた上限量は、割り当てを受けた団体の競争上の地位その他を害する秘匿すべき情報に該当しない（害する証拠、根拠も示されていない）ばかりか、上限量管理の不適切な運用（無報告漁獲の放置）等の実情を明らかにするには欠かせない情報であり、公益性が極めて高い。

イ 本件対象文書2について、競争上の地位等に関する影響については上記本件対象文書1に関すると同様であり、根拠がない。また、委員会名簿、議事録等が公にしない、任意の情報であり、通例として公にしないとするのは裁量の行き過ぎである。法令等に基づいて設置された委員会であり、任意参加の組織ではないうえ、現に知事管理にゆだねられたクロマグロ漁獲枠の増減について協議している。きわめて公共性の高い会議の記録は、公開しないと申し合わせた証拠もないし、申し合わせることも不適切である。会議の記録は透明性を確保する意味からも全部開示されてしかるべきである。

(2) 反論書

ア 漁協ごとのクロマグロ漁獲上限について

県水産振興課長は「任意のもの」「公開することにより当該法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある」等と主張している。しかし、法に基づき割り当てを受けた上限を、県が所定の計算方法に沿って漁協別に割り振ったものであり、上限管理が行政による監視、指導の対象になっている。法人に関する情報であると同時に法により国が管理する漁獲上限を現場において具体的に指し示す公益性の高い情報である。従って、法人に関する情報であることが、国から県に配分した漁獲上限を公表するのと同様に県から漁協別に配分した上限を秘匿すべき根拠とはならないばかりか、具体的にどのような利益が害されるのが提示されない限り、原則として公表すべき情報である。公にすることにより違法、不当な行為を容易にする等の主張はおよそ根拠を欠く妄言である。

イ 青森県において無報告漁獲が放置されているとの審査請求人の主張は真実であり、本年8月19日に県議会に県農林水産部が報告したように漁獲未報告は2021年度分の一部がかりうじて確認されたに過ぎない。静岡市中央卸売市場においては2019年度からの3年間で120トンもの未報告疑い(「ぶり」等に魚種を偽装して取引)の青森県産クロマグロの取引が確認され、公表統計データを訂正しているが、青森県は見ぬふりを続けている。また2017年12月においても審査請求人及び水産庁から未報告疑いのマグロの存在を調査するよう要請をうけたものの、漁協に対して自主的な報告を求めたのみで漁協以外の出荷者経由によるヤミ販売の調査をおそらく故意に行わず、無報告漁獲を放置して今日に至った。

ウ また、県くろまぐろ管理委員会への参加は任意であると県水産振興課は説明するが、クロマグロ漁獲上限を取得するためには参加せざるを得ないため事実上は強制加入である。事務局は形式上、県漁連が受け持っているが、県漁連側の説明によれば県からの指示を受けて会議の日程や議案内容が設定されている。県が漁連を通じて委員会を運営しているのが実態であり、会議録の存在やその内容を情報公開対象から外されれば、漁獲上限の公正な運用について監視することが極めて困難になり、情報公開条例の趣旨にも反する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件対象文書1について開示しなかった部分は、起案理由及び別記①の漁業協同組合（以下「漁協」という。）名と別記②の漁業種類、大小の別、年、月、変更して増えた漁獲量であり、漁協名や漁業種類、大小の別、年、月、変更して増えた漁獲量等のクロマグロ漁獲量の修正に係る各項目や数値については、特定の漁協の情報であり、「修正」という内容上、公にした場合、是正はされているものの、一度は誤ったということが公表されてしまうことから、法人の名誉、社会的評価、社会的信用を損なうおそれがある。

また、県が行う事務に関する情報でもあり、漁業法で定められた漁獲報告の義務の適正な執行を確保するために調べた「検査」の結果で、仮に事前に公にすれば、事実の把握が困難となったり、漁業者が正確に漁獲量を報告しないとといった法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるため、条例第7条第4号及び第7号に該当すると判断し、該当部分は不開示とした。

(2) 本件対象文書2については、管理委員長名及び管理委員会に所属する者の職氏名、管理委員会所属者の発言全般及び管理委員会名簿であり、それらの情報は、「青森県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業及び承認漁業等の資源管理協定第14条に規定する協定管理委員会」（以下「協定管理委員会」という。）という任意の団体の組織及び運営に関する情報である。また、協定管理委員会から公にしないとの条件のもと県へ任意で提供された情報であり、その内容から管理委員会においても通例として公にしないものとされているため、条例第7条第4号及び第8号に該当すると判断し、該当部分は不開示とした。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 本件対象文書1で不開示とされた漁協名及び漁獲量は、2020年及び2021年に未報告があった漁協とその数量であり、漁協自らが修正報告したものである。

(2) 県は、本件対象文書2の提供を要請した事実はない。

本件対象文書2の提供を受けるに当たり協定管理委員会が示した条件は、「管理委員長名及び管理委員会に所属する者の職氏名、管理委員会所属者の発言全て及び管理委員会の名簿については非公表とする。」というものである。

前記の条件を付することが本件対象文書2に記録されている情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認める理由としては、本件対象文書2に記録されている情報については、令和4管理年度における漁獲枠の漁協への配分案及び漁獲量の未報告が発生したことや講じた再発防止策についての報告に関する議論であり、協定管理委員会が非公開で開催されており、会議の内容についても非公表であるこ

とや漁獲量の未報告という違反に関する事項であるものの、修正報告がなされ、是正されているものであり、公表することで、当該漁協の信用が損なわれるおそれがあるためである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件対象文書1について

本件対象文書1は、クロマグロの漁獲量につき修正報告をした漁協に対して、修正に至った経緯、原因及び再発防止策についての提出並びに協定管理委員会での報告を求める文書の伺いに係る起案文書であり、大別すれば、表紙、「起案理由」、通知文書案並びに「別記①」及び「別記②」から構成されている。

実施機関が開示としない情報は、別表の本件対象文書1に係る「3 不開示部分」欄のとおりであるところ、実施機関は、同欄に掲げる部分が条例第7条第4号及び第7号に該当するとしていることから、以下、当該部分の条例第7条第4号及び第7号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第4号（法人等情報）該当性

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 実施機関は、「修正」という内容上、当該部分を公にした場合、是正はされているものの一度は誤ったということが公表されてしまうことから、修正報告をした漁協の名誉、社会的評価、社会的信用を損なうおそれがある旨主張する。

しかし、法令上、漁業者は、知事に漁獲量等を報告することが義務付けられており、また、「青森県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業及び承認漁業等の資源管理協定」（以下「協定」という。）に参加する漁協は、協定に基づき、所属する漁業者の漁獲量を実施機関に報告することとされており、本件対象文書1に記載されている各漁協による漁獲量の修正報告もこれらに沿ってなされたものであると認められる。

そして、当該部分を公にすることにより明らかとなるのは、特定の漁協が漁獲量を修正して報告した事実及び当該修正に係る漁獲量等にとどまるものであり、報告に誤りがあったとして修正したことをもって直ちに当該漁協の名誉、社会的評価、社会的信用を損なうことになるとは言い難い。

したがって、当該部分は、これを公にしても、当該漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、当該部分は、条例第7条第4号本文に該当しない。

(2) 条例第7条第7号（事務事業情報）該当性

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」として、各機関に共通的に見られる事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を規定している。

イ 実施機関は、当該部分を公にすることにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある、漁業法で定められた漁獲報告の義務の適正な執行を確保するために調べた「検査」の結果で、公にすることにより事実の把握が困難となったり、漁業者が正確に漁獲量を報告しないといった法令違反行為や妥当性を欠く行為を助長したりするなどのおそれがある旨主張する。

しかし、当該部分は、漁協自らが修正報告した漁獲量等であり、県が当該漁協に対する検査により得た結果そのものであるとは言えない。

また、この修正報告は、前記(1)イのとおり、法令ないし協定に沿ってなされたものであって、これを公にすることにより、実施機関による検査等事務の適正な遂行が困難になる事情は見当たらない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、

若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

よって、当該部分は、条例第7条第7号に該当しない。

3 本件対象文書2について

本件対象文書2は、協定管理委員会が作成し、実施機関が取得した文書であり、大別すれば、(1)協定管理委員会会長名による県農林水産部水産局水産振興課長宛て会議録送付文（以下「送付文」という。）、(2)会議録本文及び(3)協定管理委員会名簿から構成されている。

実施機関が不開示とした情報は、別表の本件対象文書2に係る「3 不開示部分」欄のとおりであるところ、実施機関は、同欄に掲げる部分が条例第7条第4号及び第8号に該当するとしていることから、以下、当該部分の条例第7条第4号及び第8号該当性を検討することとする。

(1) 条例第7条第4号（法人等情報）該当性

ア 条例第7条第4号の趣旨は、前記2(1)アのとおりである。

イ 送付文について

当該部分のうち送付文に係るものは、協定管理委員会の事務局が設置されている機関に係る情報であり、当審査会事務局職員に確認させたところ、同種の情報が県ホームページに掲載されていると認められること等から、これを公にしても、協定管理委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、当該部分のうち送付文に係るものは、条例第7条第4号本文に該当しない。

なお、当該部分のうち送付文に係るものには、特定の個人を識別することができることとなる記載が含まれており、当該記載については、条例第7条第3号本文（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの）に該当すると認められ、同号ただし書に該当する事情も認められないことから、不開示としたことは妥当である。

ウ 会議録本文について

協定管理委員会は、協定に基づき設置されたものであるところ、協定は、漁業者自身による自主的な資源管理のための取組として、漁業者間で自主的に締結されるものであり、協定に基づき設置された協定管理委員会も任意の団体であると解されること、本件対象文書2に係る協定管理委員会の会議は非公開で開催されたことを勘案すれば、当該部分のうち会議録本文については、これを公にすることにより、漁業関係者の話合いによる円滑な漁獲枠の配分等、協定を締結した趣

旨、目的が損なわれるおそれがあることから、協定管理委員会の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該部分のうち会議録本文に係るものは、条例第7条第4号本文に該当する。

エ 協定管理委員会名簿について

当審査会事務局職員に県ホームページで公表されている協定を確認させたところ、協定管理委員会の委員は、協定参加団体等のうち一定量以上の漁獲枠配分を受けたものの代表者、学識経験者及びその他必要と認める者から選出されることとされているものの、実際にどのような者が選出されているかは公表されていないこと、本件対象文書2に係る協定管理委員会の会議は非公開で開催されたことを勘案すれば、当該部分のうち協定管理委員会名簿については、これを公にすることにより、漁業関係者の話合いによる円滑な漁獲枠の配分等、協定を締結した趣旨、目的が損なわれるおそれがあることから、協定管理委員会の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該部分のうち協定管理委員会名簿に係るものは、条例第7条第4号本文に該当する。

オ 当該部分のうち条例第7条第4号本文に該当するとした情報については、同号ただし書に該当する事情は認められない。

(2) 条例第7条第8号（任意提供情報）該当性

ア 条例第7条第8号は、不開示情報として、「個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 別表の本件対象文書2に係る「3 不開示部分」欄に掲げる部分が条例第7条第8号本文に該当するといえるためには、当該部分に係る情報が「実施機関の要請を受けて」提供されたものでなければならない。

この点、当審査会からの質問に対し、実施機関は、協定管理委員会に対して、本件対象文書2の提供を要請した事実はない旨回答している。

したがって、当該部分に係る情報が実施機関の要請を受けて提供されたものとは認められない。

よって、当該部分は、条例第7条第8号本文に該当しない。

4 結論

以上のとおりであり、実施機関は、本件処分で不開示とした部分のうち、別表の「4 開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。
よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

1 文書番号	2 区分	3 不開示部分	4 開示すべき部分
本件対象文書 1	(1)起案理由	漁協名	全部
	(2)「別記①」	漁協名	全部
	(3)「別記②」	表中の「漁協名」、「漁業種類」、「大小の別」、「年」、「月」及び「変更して増えた漁獲量*」の各欄（「小計」及び「合計」欄を含む。）に記載されている情報並びに表外の漁協名	全部
本件対象文書 2	(1)送付文	協定管理委員会の事務局に係る情報	13行目の左から1文字目から12文字目まで及び18文字目、14行目並びに15行目
	(2)会議録本文	「挨拶」及び「議事概要」。ただし「議事概要」中県職員である者の発言者名を除く。	—
	(3)協定管理委員会名簿	「所属」、「職名等」、「氏名」及び「備考」の各欄に記載されている情報。ただし、県職員に係るものを除く。	—

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月3日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和4年6月24日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年9月7日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和4年9月22日 (第137回審査会)	・審査を行った。
令和4年10月28日 (第138回審査会)	・審査を行った。
令和4年11月8日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年11月25日 (第139回審査会)	・審査を行った。
令和4年11月28日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年12月23日 (第141回審査会)	・審査を行った。
令和5年1月27日 (第142回審査会)	・審査を行った。
令和5年2月17日 (第143回審査会)	・審査を行った。
令和5年3月28日 (第144回審査会)	・審査を行った。
令和5年4月28日 (第145回審査会)	・審査を行った。
令和5年5月26日 (第146回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和5年5月31日現在)